

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)等に対する意見募集の結果

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>私は、利用者証明検証者が行う、利用者証明用電子証明書が当該利用者本人から送信されていることの確認に、暗証番号の入力を求める方法だけでは、不十分ではないかと考えます。パスワードや暗証番号だけでは安全性が低く、現時点で強固と考えられている生体認証を取り入れるべきです。</p> <p>また、認可を受けた利用者証明検証者が行う、電子証明書が当該利用者本人から送信されていることの確認にも、生体認証を取り入れるべきです。</p> <p>特定利用者証明検証者証明符号を用いるための設備には、入退室管理カードによる確認だけでなく、カードの持ち主が正しいことの確認(生体認証)や行動を確認するための機器(全方位監視カメラ・空間センサー・熱センサー)、内部不正など、不正な情報の持ち出しや設備の破壊を防ぐためのミリ波を用いたボディスキャナー(身体検査)等も設置されるべきであると考えます。</p>	<p>○ 公的個人認証は、利用者が厳格な対面での本人確認により交付されるマイナンバーカードを所持しているという「所持情報」と、利用者が本人しか知りえない暗証番号を知っているという「知識情報」の二要素認証により、高度な本人認証を実現しております。また、耐タンパ性を有したICカードであるマイナンバーカードを用いて、暗証番号を入力して、電子署名を行うことから、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(2019年2月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)における本人認証保証レベル最高のレベル3を満たすものとなっております。</p> <p>○ また、暗証番号の入力に代わる本人確認措置として、今般の法改正により、総務大臣の認可を受けた利用者証明検証者は、電子証明書が当該電子証明書の利用者本人から送信されたことを生体認証(顔認証)により確認することができることとされ、本省令・告示案はその総務大臣の認可に係る審査基準を規定するものになります。</p> <p>○ 特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理又は管理するための設備については、総務大臣の認可基準において、その設備の設置された部屋(以下「設備室」という。)への入退室をカードや鍵管理簿で管理することで、正当な権限のある者のみが入退室することができることを求めています。その組織の指揮命令系統や責任分界など、組織の体制についても認可の審査の対象としており、適切な者のみが入退室の管理カードを有する組織体制が構築されているものと考えております。</p> <p>また、ご指摘の、設備室に入室した者の不正利用については、総務大臣の認可基準において、特定利用者証明検証者証明符号を用いるための設備の動作者氏名、動作履歴を記録するなど、正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するために必要な措置が講じられ、かつ、当該特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備の動作を記録する機能を有しなければならないこととされており、これにより、設備室へ入室した者による不適切な利用を防止することが可能であると考えております。</p> <p>加えて、認可を受けて確認を行う業務に従事する者は、公的個人認証法の規定により業務で知り得た情報の秘密保持義務や特定利用者証明検証者証明符号の不正利用の禁止の義務がかかっており、義務に違反した場合は認可の取消しや罰則の対象となっております。</p>	なし

※その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。